

令和3年2月17日開会

令和3年2月17日閉会

静岡地方税滞納整理機構

議会定例会会議録

静岡地方税滞納整理機構議会

令和3年2月静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録目次

2月17日（水曜日）

- 1 出席議員（7人）
- 1 欠席議員（1人）
- 1 開会
- 1 開議
- 1 会議録署名議員の指名
- 1 議長報告
 - （1）広域連合長提出議案（第1号～第8号）の提出
 - （2）地方自治法第243条の2第2項に基づく意見
 - （3）例月出納検査の結果（6件）
- 1 会期の決定
- 1 広域連合長提出議案（第1号～第8号）の一括上程
- 1 提案理由等の説明（広域連合長 川勝 平太君）
- 1 議案等の説明（事務局長 高橋 新君）
- 1 採決
 - （1）広域連合長提出議案（第1号～第8号）の採決（原案どおり可決）
- 1 閉議
- 1 閉会

令和3年2月静岡地方税滞納整理機構議会定例会会議録

令和3年2月17日（水曜日）

- 出席議員（7名）
 - 一番 中澤 通訓
 - 二番 落合 慎悟
 - 四番 小野 達也
 - 五番 岸 重宏
 - 六番 佐野 寿夫
 - 七番 加藤 弘己
 - 八番 亀澤 進
- 欠席議員（1名）
 - 三番 原田 英之

午前11時 開会

- 議長（中澤通訓君）

本日は原田議員から欠席届が提出されており、出席議員は7人でございます。

よって定足数に達しておりますので、ただいまから、静岡地方税滞納整理機構議会2月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

-
- 議長（中澤通訓君）

会議録署名議員を指名します。

会議録署名議員は、小野達也議員、及び、岸重宏議員、以上の方々をお願いいたします。

○ 議長（中澤通訓君）

報告します。書記に朗読させます。

○ 書記（木村書記）

広域連合長より、第1号議案「令和3年度静岡地方税滞納整理機構一般会計予算」ほか7件の議案が提出されています。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

第3号議案について監査委員の意見を求めたところ、お手元に配付したとおり回答を得ています。

また、監査委員から、令和2年7月から12月までの現金の出納を検査した結果に関する報告がありました。

内容は、お手元に配付したとおりであります。

以上であります。

○ 議長（中澤通訓君）

会期について、お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○ 議長（中澤通訓君）

異議なしと認めます。

会期は本日1日と決定いたしました。

○ 議長（中澤通訓君）

次に、議事日程により、広域連合長提出議案第1号から第8号を一括して議題とします。

広域連合長から説明を求めます。

○ 議長（中澤通訓君）

川勝広域連合長

○ 広域連合長（川勝平太君）

ただいま提出いたしました議案の概要を御説明申し上げますとともに、所信並びに諸般の報告を申し述べたいと存じます。

「静岡地方税滞納整理機構」は、今年度で業務を開始して13年目ですが、この間、構成団体から引き受けた滞納事案の完結に向けて、着実に取り組んでまいりました。

また、平成22年度からは、「市町村税の課税事務のための研修」及び「軽自動車関係税の申告書処理等の事務」を加えて業務を行っているところであります。

ここで、今年度の業務の成果について御報告いたします。

お手元の「静岡地方税滞納整理機構の取組成果」の1ページを御覧ください。

まず、徴収業務であります。昨年6月以降に引き受けた令和2年度滞納事案につきましては、12月末までの7か月間に、徴収率で27.8%、約4億4千万円を徴収しております。これに、前年度に引き受けた事案の本年度徴収額と、県、市町の移管予告による自主納付等を合わせますと、総額で約16億2千万円の成果を上げているところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う雇用情勢の悪化や個人所得の減少等の影響のため、徴収率は、昨年度と比較しまして、6.5ポイントの減少となっております。

今後も、厳しい状況が続くことが想定されますが、納税者の状況を適切に調査し、丁寧な対応を行って、滞納事案を処理してまいります。

資料の3ページをお開きください。

滞納額を縮減させるためには、県及び市町の職員の徴収力の向上を図ることが不可欠であることから、徴収研修を8科目8会場で実施し、延べ464人の参加を得ました。

また、適正、公平な課税事務を実施するため、課税研修を、11科目14会場で実施し、延べ539人の参加を得ました。

資料5ページ記載の「軽自動車関係税の申告書処理等の事務」につきましては、12月までに約37万件の処理を行いました。

いずれの事務も、順調に成果を挙げており、今後とも市町の税務職員の資質向上や税務行政の効率化等に向けて、取り組んでまいります。

それでは、今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、令和3年度当初予算案であります。広域連合規約に定められた、徴収関係事務、課税研修事務、及び軽自動車関係税の申告書処理等の事務の実施に要する経費、並びに機構の運営に要する経費として、2億9,927万1千円を計上するものであります。

第2号議案は、令和2年度補正予算案であります。令和元年度の歳計剰余金の一部を繰越金として歳入し、このうち、2分の1の額を基金に積み立てるとともに、徴収関係事務経費等に剰余が見込まれますことから、これを県、市町に還付するための補正を行うものであります。この結果、最終予算額は、3億1,839万6千円となります。

第3号議案は、地方自治法の改正に伴い、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、工業標準化法の改正に伴い、条例の一部について所要の改正をするものであります。

第5号議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の一部について所要の改正をするものであります。

第6号議案及び第7号議案は、地方自治法の改正に伴い、条例の一部について所要の改正をするものであります。

第8号議案は、地方公務員法の改正に伴い、条例の一部について所要の改正をするものであります。

これらの議案の詳細につきましては、こののち、事務局長に説明させます。

以上で私の説明を終わりますが、適切なる御議決をお願いする次第であります。

○ 議長（中澤通訓君）

高橋事務局長

○ 事務局長（高橋新君）

今回、提出しております議案につきまして、お手元の「議案」及び「議案説明書」により御説明いたします。

議案の1ページ、議案説明書の1ページをお開きください。

第1号議案、「令和3年度静岡地方税滞納整理機構一般会計予算」であります。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ、2億9,927万円1千円であり、前年度当初予算より854万9千円、率にして2.8%の減額となっております。

歳入予算であります。まず、負担金2億8,724万円につきましては、徴収関係におきまして、事案移管件数の減少に伴う処理件数割額の減や、軽自動車関係税事務におきます処理実績の減少に伴う負担金の減により、前年度当初予算に対し773万3千円の減額を見込んでおります。財産収入は、職員住宅として借り上げた民間住宅に入居している職員から徴収する職員住宅貸付料22万6千円を計上しております。繰入金は、財政調整基金からの繰入金であります。平成25年度から安定的な運営に支障が生じない範囲で、課税研修の充実を図るため計画的に財政調整基金を取り崩すこととしており、令和3年度は550万円を計上しております。繰越金につきましては、科目の設置のため1千円を計上しております。諸収入につきましては、滞納処分費等630万4千円を計上しております。

歳出予算につきましては、職員人件費を始めとする、組織の運営と業務に要する経費を計上したものであります。

議案説明書の2ページをお開きください。

歳出予算の詳細であります。第2款総務費のうち、第2項徴税費 第1目税務総務費は、

職員の人件費を派遣元の団体に交付金として支出するもの等であります。

業務に要する経費は、次の第2目賦課徴収費に計上しておりますが、事務別の予算額は、3ページの上段、(1)から(3)のとおりであります。

4ページ、5ページをお開きください。

負担金の事務ごとの構成団体別内訳を、一覧表にしてございます。

徴収関係事務につきましては、処理件数割額の1件当たりの単価11万円及び徴収実績割額の率10%は前年度と同額、同率としております。

課税研修事務につきましては、合計額を前年度と同額とし、基本負担額及び人口割額により負担をしていただいております。

軽自動車関係税の申告書処理事務につきましても、転出情報負担金、申告書取扱負担金とも単価を前年度と同額としております。

次に、議案の5ページ及び議案説明書の7ページをお開きください。

第2号議案、「令和2年度静岡地方税滞納整理機構一般会計補正予算」であります。

歳入歳出予算ともに1,057万6千円を増額しております。

歳入予算につきましては、令和元年度決算において生じた剰余金を繰越金として歳入計上したことによる増額などによるものであります。歳出予算につきましては、只今、申し上げました繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立てる経費や、今年度生じると見込まれる剰余金を構成団体へ還付する経費を計上しております。

議案説明書の8ページをお開きください。

歳出予算の詳細であります。第2款総務費 第1項総務管理費 第2目財政管理費として財政調整基金への積立金620万円を計上しております。

また、第2項徴税費につきましては、職員人件費に係る交付金の減や、事務費の年間見込みの減により見込まれる剰余金を構成団体に還付するため、第1目税務総務費の「償還金、利子及び割引料」に1,720万円を計上しております。この還付金は、今年度の県、市・町の

負担金割合等に応じて按分することとし、構成団体別の還付額は 10 ページに記載のとおりであります。

次に、条例関係の議案につきまして、御説明いたします。

議案の 9 ページ、議案説明書の 11 ページをお開きください。

第 3 号議案、「広域連合長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」であります。

こちらは、地方自治法の改正に伴い、広域連合長等の損害賠償責任を一部免責するための条例を制定するものであります。広域連合長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、広域連合長等の機構に対する損害を賠償する責任の一部を免責するものとし、新たに条例で賠償責任限度額を定めることといたしました。広域連合長等が負担することとなる賠償責任限度額につきましては、国の参酌基準に倣い、基準給与年額に役職ごとに設定した一定の乗数を乗じて得た額とし、それ以上の額を免責するものであります。

議案の 11 ページをお開きください。

第 4 号議案、「静岡地方税滞納整理機構行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例」であります。

こちらは、工業標準化法の改正に伴い、条例中の「日本工業規格」の名称を「日本産業規格」に改めるものであります。

議案の 13 ページ、議案説明書の 13 ページをお開きください。

第 5 号議案、「静岡地方税滞納整理機構職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

こちらは、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児短時間勤務に関する規定を新たに設けるものあります。

議案の 15 ページをお開きください。

第 6 号議案、「静岡地方税滞納整理機構特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。

こちらは、地方自治法の改正に伴い、条例で引用している条項を改めるものであります。
議案の 17 ページ、議案説明書の 15 ページをお開きください。

第 7 号議案、「静岡地方税滞納整理機構広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」であります。

こちら、地方自治法の改正に伴い、条例で引用している条項を改めるものであります。
議案の 19 ページをお開きください。

第 8 号議案、「静岡地方税滞納整理機構職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」であります。

こちらは、地方公務員法の改正に伴い、条例で引用している条項を改めるものであります。
議案の説明は以上であります。

御審査の程、よろしく願いいたします。

○ 議長（中澤通訓君）

以上で、説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんので、広域連合長提出議案第 1 号から第 8 号を一括して採決します。

本案は、それぞれ可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。本案は、それぞれ原案のとおり可決することに決定しました。

○ 議長（中澤通訓君）

以上で、本定例会の議事は、すべて終わりました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、2 月定例会を閉会いたします。

午前 11 時 20 分閉会

会議録署名者

静岡地方税滞納整理機構議会議長 中澤 通訓

静岡地方税滞納整理機構議会議員 小野 達也

静岡地方税滞納整理機構議会議員 岸 重宏